

全労金2017春季生活闘争ニュース・第32号

《合意速報No.16》

東北労組が関連会社との団体交渉で、基本合意を表明しました！

東北労組は、3月28日午後0時40分から、関連会社と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

	要 求（関連）					回 答（関連）				
	正社員	契約社員	ビル管理 社員	代理店 契約社員	再雇用 嘱託社員	正社員	契約社員	ビル管理 社員	代理店 契約社員	再雇用 嘱託社員
安定雇用	（無期転換権は実現） （登用制度はないが登用実績あり）					（無期転換権は実現） （登用制度はないが登用実績あり）				
基本賃金	月額5,000円の引き上げ		月額2,000円 の引き上げ		2016年度 と同様	0～4,000円の引き上げ		応じら れない		要求 通り
一時金	4.0	1.0～3.6		—		3.8	40,000円～2.6ヵ月 代理店契約社員は+20,000円		—	
昨年実績	3.8	0.0～2.6		—						
雇用環境	私傷病欠勤・休職制度					私傷病：継続協議				
単組独自要求	忌引き休暇を正職員と同様					忌引休暇：要求通り				

団体交渉において、関連会社からは、「賃金・一時金については、人事制度協議を行っている経過もあり、今春闘では現行通りの運用とする。同じ東北労働金庫の中で働くものとして、職場環境改善、公平・公正な処遇にしたいとの思いから、諸制度を金庫制度と歩調を合わせて改善することとしている。事業の安定的発展と盤石な事業基盤の構築については、労使ともに取り組んでいく課題であると認識している。協議を進めてきた新賃金制度については、改めて再開することとして確認したい」等の見解が表明されました。

小野寺闘争委員長は、「2017春闘では社会課題でもある『格差是正』『底上げ』『底支え』の要求実現に向けた協議を進めてきた。東北労金サービスに働く社員が、この間の社会環境の変化や、金融業態を取り巻く経営環境の厳しさの中で、目標の達成に向けて日々奮闘している。社員組合員が、モチベーションを維持するためには、やりがい、働き甲斐を持ち安心して働き続けられる環境の整備が必要である。本日示された回答については、要求内容に届いていない部分があるが、この間の社員の奮闘に答えることで一定水準の引き上げが図られることは『働きがい』や『やりがい』に繋がっていくもの

と判断する。今後検討される賃金制度協議のなかで、社員の意欲向上さらには社会的な役割発揮につながる制度構築に向けて協議を進める事を要請する」等を表明しました。

単組は、①要求全般に関して、社員のモチベーション向上をはかり、一定の水準引き上げを行う、とした考え方のもと交渉が進められたこと、②基本賃金・一時金については、会社の判断で回答が示されたこと、③私傷病欠勤・休職制度については、継続協議となったが、必要性の認識は労使で一致していることが確認できたこと、④忌引休暇の改善等を図ることができたこと、等から基本合意を判断しました。

*合意単組：13単組（3月28日19時40分現在）

中央・長野・沖縄・東海(金庫)・東海(関連)・中国・新潟・北海道・北陸
近畿(金庫)・近畿(関連)・セントラル・四国・静岡・東北(金庫)・東北(関連)

以 上